

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1
氏 名 大坪産業株式会社
代表取締役 陣内 元治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)2月14日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)2月8日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
切 断	木くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 砕	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る）を含む。）
破砕・圧縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選 別	汚泥（廃電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びがれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	切断施設	破砕・圧縮施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破砕・圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大棚2632番1	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大棚2632番1
設置年月日	平成24年4月2日	令和4年3月30日
処理能力	木くず : 65 t/日 (8時間) ゴムくず : 65 t/日 (8時間) がれき類 : 219 t/日 (8時間) 廃プラスチック類 : 52 t/日 (8時間) 金属くず : 141 t/日 (8時間) ガラスくず等 : 160 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 : 4.7 t/日 (8時間) 紙くず : 4.7 t/日 (8時間) 木くず : 4.7 t/日 (8時間) 繊維くず : 4.7 t/日 (8時間) ゴムくず : 4.7 t/日 (8時間)

(裏面へ)

種 類	選別施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	汚泥及び金属くず（廃電池に限る。）	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1
設置年月日	令和3年4月20日	令和3年4月20日
処理能力	0.41t／日（8時間）	1.9t／日（8時間）

種 類	選別施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2634番1
設置年月日	令和5年12月18日
処理能力	53t／日（8時間）

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年 2月 9日 更新許可 優良基準適合
 令和4年 4月11日 変更届 破碎・分別施設（平成24年2月22日設置）及び破碎施設（令和3年3月31日設置）の廃止並びに中間処理業（破碎・分別）及び（破碎）の産業廃棄物の種類の変更
 令和4年 6月27日 変更許可 中間処理業（破碎・圧縮）の追加並びに破碎・圧縮施設（令和4年3月30日設置）の追加及び中間処理業（破碎）の産業廃棄物の種類の変更
 令和5年 8月 9日 変更許可 中間処理業（選別）の産業廃棄物の種類の変更及び選別施設（令和5年4月24日設置）の追加
 令和5年12月22日 変更届 産業廃棄物（選別）の保管場所の変更
 令和6年 2月14日 変更許可 中間処理業（選別）の産業廃棄物の種類の追加及び選別施設（令和5年12月18日設置）の追加 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
 また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。